

電気自動車等を活用した災害連携協定

厚真町（以下「甲 1」という。）、安平町（以下「甲 2」という。）、むかわ町（以下「甲 3」といい、甲 1 及び甲 2 と総称して以下「甲等」という。）と北海道日産自動車株式会社（以下「乙 1」という。）、札幌日産自動車株式会社（以下「乙 2」という。）及び日産プリンス札幌販売株式会社（以下「乙 3」といい、乙 1 及び乙 2 と総称して以下「乙等」という。）並びに日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、第 1 条に定義する災害時における電気自動車による避難所等への電力の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、甲等による電気自動車の計画的な整備（or 電気自動車を非常用電源として活用できる体制の構築）に加え、各町内において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害をいう。）が発生し、かつ災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条が適用になる可能性がある場合（以下「災害時」という。）に、甲等が乙等及び丙と相互に連携することで、電力不足が想定される甲等指定の避難所等（以下「避難所等」という。）において、電気自動車から電力を供給すること（以下「電力供給」という。）及び物品の輸送や避難行動要支援者の搬送時及び調査等により、住民の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めることを目的とする。

（協力）

第 2 条 甲等は、災害時により避難所等が開設された時において、乙等が保有する車両（主に電気自動車を指す）及び電気自動車用充電スタンド（以下「充電スタンド」という。）を必要とする場合は、乙等のいずれかに対し別紙 1 に定める書面（様式 1 号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙等は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない可能な範囲で、保有する電気自動車を含む車両を甲等に貸与するよう努めるものとする。なお、本項に基づき、甲等に対し貸与を行う乙等を以下「貸渡人」といい、貸渡人から甲等に貸与される車両（主に電気自動車を指す）を以下「貸与車両」という。

3 貸渡人は、前項に基づく貸与に併せて、甲等に対して、貸渡人の管理する充電スタンドを、貸渡人の指定する日時及び場所における範囲での使用を許諾することに努めるものとする。

(貸与車両の引渡し)

第3条 貸渡人は、前条の規定による甲等からの要請を受け、貸与車両を貸与する場合は、貸渡人の指定する場所で、引渡しを行うものとする。

(貸与等期間)

第4条 貸与車両の貸与期間及び充電スタンドの使用許諾期間（以下総称して「貸与等期間」という。）は、原則として貸与開始日から1週間程度とする。期間変更の必要がある場合は、貸渡人及び甲等が協議の上、決定するものとする。

(報告)

第5条 貸渡人は、第2条の規定による甲等からの要請に伴い、貸与車両を引渡した場合は、甲等に対し口頭又は電話等により報告するものとし、事後速やかに別紙2に定める書面（様式2号）を提出するものとする。

(貸与車両の返却)

第6条 貸与車両及び充電スタンドの返却時期及び場所については、貸渡人及び甲等が協議の上、決定する。

(費用負担)

第7条 貸与等期間に要する一切の費用は、甲等が負担するものとする。ただし、貸渡人から費用負担の申し出があった場合は、この限りではない。

2 前項但し書きに基づいて貸渡人が負担する費用は、発災直前における適正価格を基礎として、貸渡人及び甲等が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲等は、貸渡人から費用の支払い請求があった場合は、速やかに貸渡人に支払うものとする。

(補償)

第9条 貸与等期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、甲等が、補償責任を負うものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第10条の規定による。

(自動車保険の扱い)

第10条 貸渡人は、貸与車両の貸与にあたり貸渡人の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲等は貸与等期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸渡人へその旨を連絡し、貸渡人の加入している保険の適用を受けるものとする。

- 2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て貸渡人の負担とする。ただし、甲等の故意または過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲等の負担とする。

(管理、使用上の留意事項)

第11条 甲等は、貸与車両及び充電スタンドを以下のとおり管理、使用するものとする。

- (1) 善良な管理者の注意をもって、使用条件を守り、極力、安全な場所で管理、使用する。
- (2) 原則として、各町内で管理、使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により管理、使用できなくなった場合は、貸渡人に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第12条 甲等、乙等及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、別紙3に定める書面（様式3の1号及び様式3の2号）により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度書面により、相互に報告するものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第13条 乙等及び丙は、甲から求められた場合、災害時に電力供給が可能な電気自動車等の情報を甲等に提供する。

2 甲等は、乙等及び丙から求められた場合、貸与車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙等及び丙に提供する。

(外部給電器の使用上の注意)

第14条 甲等は、外部給電器を貸与車両に接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合は、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲等が損害を被った場合であっても、乙等及び丙は一切責任を負わないものとする。

(訓練)

第15条 乙等及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲等が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙等の負担とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、各当事者が協議の上、定めるものとする。

2 この協定に定める事項を円滑に推進するため、各当事者は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第17条 各当事者は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。

2 各当事者が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行うおうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、各当事者のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を7通作成し、各当事者がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 2年 9月 25日

甲1 勇払郡厚真町京町120

厚真町

厚真町長 宮坂 尚市朗

甲2 勇払郡安平町早来大町95番地

安平町

安平町長 及川 秀一郎

甲3 勇払郡むかわ町美幸2丁目88

むかわ町

むかわ町長 竹中 喜之

乙1 北海道札幌市東区北19条東1丁目2番20号

北海道日産自動車株式会社

代表取締役社長 原田 彦二門

乙2 北海道札幌市中央区大通西17丁目1番地23

札幌日産自動車株式会社

代表取締役社長 杉本 亙

乙3 北海道札幌市豊平区

月寒中央通 11 丁目 6 番 37 号

日産プリンス札幌販売株式会社

代表取締役社長 堺 克俊

丙 北海道札幌市中央区北五条西 6 丁目 2-2

札幌センタービル 2 階

日産自動車株式会社

北日本リージョナルセールスオフィス

北海道グループ

エリアGM 柳 信秀

(様式1号)

令和 年 月 日

災害時における自動車等の貸与要請書

北海道日産自動車株式会社

代表取締役社長 原田 彦エ門 様

札幌日産自動車株式会社

代表取締役社長 杉本 互 様

日産プリンス札幌販売株式会社

代表取締役社長 堺 克俊 様

町長

災害時における自動車からの電力供給の協力に関する●●町と〇〇販売株式会社及び△△販売株式会社並びに□□自動車株式会社との協定第3条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

担 当 者	所 属 氏 名 連 絡 先
口頭、電話等による要請の日時	令和 年 月 日 時 分
貸与を要請する理由	1 地震 2 台風などの風水害 3 その他 ()
貸与を必要とする自動車等の種類及び数量	種 類 数 量
貸与を必要とする場所	住 所 名 称
貸与を必要とする期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
その他必要な事項	

(様式2号)

令和 年 月 日

災害時における自動車等の貸与報告書

●●長 様

〇〇販売株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇

災害時における自動車からの電力供給の協力に関する●●町と〇〇販売株式会社及び△△販売株式会社並びに□□自動車株式会社との協定第6条の規定に基づき、次のとおり報告します。

担 当 者	所 属 氏 名 連 絡 先
貸与した自動車等の名称、車両番号、車体番号及び数量	名 称 車 両 番 号 車 体 番 号 数 量
上記の他の貸与物	
貸与した場所	住 所 名 称
供給する期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
その他必要な事項	

(様式3の1号)

平成 年 月 日

連絡責任者報告書

北海道日産自動車株式会社

代表取締役社長 原田 彦エ門 様

札幌日産自動車株式会社

代表取締役社長 杉本 互 様

日産プリンス札幌販売株式会社

代表取締役社長 堺 克俊 様

日産自動車株式会社 北日本リージョナルセールスオフィス 北海道グループ

部長 柳 信秀様

●●長

災害時における自動車からの電力供給の協力に関する●●町と〇〇販売株式会社及び△△販売株式会社並びに□□自動車株式会社との協定第13条の規定に基づき、次のとおり報告します。

(令和 年 月 日現在)

第一順位	所 属 氏 名 勤務先電話 勤務先メール 携 帯 電 話
第二順位	所 属 氏 名 勤務先電話 勤務先メール 携 帯 電 話
第三順位	所 属 氏 名 勤務先電話 勤務先メール 携 帯 電 話

(様式3の2号)

令和 年 月 日

連絡責任者報告書

●●長 様

日産自動車株式会社
エリアGM 柳 信秀

災害時における自動車からの電力供給の協力に関する●●町と〇〇販売株式会社及び△△販売株式会社並びに□□自動車株式会社との協定第13条の規定に基づき、次のとおり報告します。

(令和 年 月 日現在)

第一順位	所 属 北日本リージョナルセールスオフィス 北海道グループ 役 職 エリアGM 氏 名 柳 信秀 勤務先電話 050-3545-5973 勤務先メール n-yanagi@mail.nissan.co.jp 携帯電話(社用)080-3401-0566
第二順位	所 属 北日本リージョナルセールスオフィス 北海道グループ 役 職 RMM 氏 名 寺西 章 勤務先電話 050-3545-5973 勤務先メール ak-teranishi@mail.nissan.co.jp 携帯電話(社用)080-3735-6074
第三順位	所 属 北日本リージョナルセールスオフィス 北海道グループ 役 職 APM 氏 名 牛山 文夫 勤務先電話 050-3545-5999 勤務先メール f-ushiyama@mail.nissan.co.jp 携帯電話(社用) 080-4109-8891

